

茨城工業高等専門学校職員表彰規則取扱要項

〔 昭和 50 年 7 月 10 日 〕
制 定

- 1 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則（以下「規則」という。）及び、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則の実施について（以下「実施細則」という。）に基づく、本校における表彰の実施に関しては、この要項の定めるところによる。
- 2 規則第 6 条第 2 号に規定する表彰は、校長（理事長が表彰する者を除く）が、別紙様式による表彰状を授与することにより行う。
- 3 規則第 7 条第 3 号に規定する「その都度定める日」は原則として 7 月 1 日とする。
- 4 実施細則 3. その他の表彰（第 6 条）五の表彰は、原則として次の各号に該当する者に行う。
 - (1) 国立高等専門学校教員顕彰において機構より表彰を受けた者あるいは本校が推薦する者のうち顕著な業績があったと認められる者〔職務全般〕
 - (2) 学習指導法等の工夫や改善において優れた取組みが認められた者〔授業内容方法等〕
 - (3) 研究上の業績において学会等より学術上の表彰を受けた者あるいは権威ある学術論文、著書を発表し学術の発展に貢献した者、実用化が期待できる研究成果として特許を取得した者〔研究教育活動〕
 - (4) 高等専門学校全国大会団体戦等において優勝することに貢献したと認められる者あるいは学生の生活面における指導に積極的に取り組み教育の向上に貢献した者〔学生指導〕
 - (5) 地域社会活動において顕著な功績があったと認められる者あるいは産学連携に積極的に取り組み本校及び地域産業の発展に貢献した者〔地域社会活動〕
 - (6) 海外の教育機関との国際連携に積極的に取り組み本校の教育・研究活動の国際化に貢献した者〔国際連携活動〕
 - (7) その他、特に顕著な功績があったと認められる者
- 5 独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員就業規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則に定める表彰の実施に関しては、本要項の規定を準用する。
- 6 教員表彰に関する事務は総務課で行う。

附 則

この要項は、昭和 50 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 3 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 8 月 9 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別 紙

表 彰 状

氏 名 殿

あなたはこのたび 〇〇〇〇 のことに関してその功績は顕著
でありましたよってここに表彰します

令和 年 月 日

茨城工業高等専門学校長 〇 〇 〇 〇 印